

松山南交通安全協会 会則 改正

令和2年5月27日
松山南交通安全協会
事務局

| 現行 | 改正（案） |
|--|---|
| <p>第1章 総則 （名称） 第1条（省略） （支部及び専門部会） 第2条 1（省略） 2（省略） 3 協会に、<u>専門部会として女性部会を置く。ただし、必要に応じて青年部会、高齢者部会等を置くことができる。</u></p> <p>第2章 第3条～第4条（省略） 第3章 第5条～第6条（省略） 第4章 役員 （役員） 第7条 協会に次の各号に掲げる役員を置く。 （1）会長 1 人 （2）副会長 3 人 （3）常任顧問 2 人 （4）顧問 若干人 （5）理事 支部長<u>及び女性部会長</u>に相当する人員 （6）監事 2 人 （7）参与 1 人 2（省略） 第8条 1～3（省略） 4 理事は、支部長<u>及び女性部会長</u>とする。理事は、会長の諮問に応じ、各般の提案を行い協会の事業の遂行に当たる。 5（省略） 6（省略） 第13条から第20条（省略） 附 則 本会則は、平成8年5月28日から施行する。 本会則は、平成9年5月28日から施行する。（改正） 本会則は、平成10年5月29日から施行する。（改正） 本会則は、平成19年5月23日から施行する。 （一部改正） 本会則は、平成22年5月28日から施行する。 （一部改正） 本会則は、平成30年7月31日から施行する。 （一部改正）</p> | <p>第1章 総則 （名称） 第1条（同左） （支部及び専門部会） 第2条（同左） 1（同左） 2（同左） 3 協会に、必要に応じて<u>次の専門部会等を置くことができる。</u> <u>(1) 女性部会</u> <u>(2) 青年部会</u> <u>(3) 高齢者部会</u></p> <p>第2章 第3条～第4条（同左） 第3章 第5条～第6条（同左） 第4章 役員 （役員） 第7条 協会に次の各号に掲げる役員を置く。 （1）会長 1 人 （2）副会長 3 人 （3）常任顧問 2 人 （4）顧問 若干人 （5）理事 支部長に相当する人員 （6）監事 2 人 （7）参与 1 人 2（同左） 第8条 1～3（同左） 4 理事は、支部長とする。理事は、会長の諮問に応じ、各般の提案を行い協会の事業の遂行に当たる。 5（同左） 6（同左） 第13条から第20条（同左） 附 則 本会則は、平成8年5月28日から施行する。 本会則は、平成9年5月28日から施行する。（改正） 本会則は、平成10年5月29日から施行する。（改正） 本会則は、平成19年5月23日から施行する。 （一部改正） 本会則は、平成22年5月28日から施行する。 （一部改正） 本会則は、平成30年7月31日から施行する。 （一部改正） 本会則は、令和2年 月 日から施行する。 （一部改正）</p> |